

「三番瀬ミーティング」(H26.1.18開催)

会 議 録

日時：平成26年1月18日(土)

午後1時30分から午後4時まで

場所：市川市行徳公民館

レクリエーションホール

1. 開 会

事務局：定刻となりましたので、ただいまより『三番瀬ミーティング』を開催いたします。はじめに、千葉県環境生活部、小倉三番瀬担当部長から御挨拶申し上げます。

小倉三番瀬担当部長：千葉県の環境生活部三番瀬担当部長の小倉でございます。

本日は、寒い中、多くの皆様に三番瀬ミーティングにお集まりいただき、誠にありがとうございます。また、専門家会議の委員の皆様にも、お忙しい中、御出席いただき、ありがとうございます。

年も明け、本年度も残り3ヶ月を切りました。昨年9月に開催した前回のミーティングで御報告させていただいたとおり、県では平成26年度に向けて、三番瀬再生計画(第3次事業計画)の策定作業を進めています。昨年の12月25日から、計画(案)を公表し、県民の皆様からの御意見を募集しているところです。本日は、第一部として、三番瀬専門家会議委員である公益財団法人日本鳥類保護連盟の箕輪先生から、千葉の鶺鴒をテーマに御講演をしていただきます。

第二部の意見交換会では、最初に第3次事業計画(案)の説明をさせていただく予定ですので、計画(案)についても忌憚のない御意見や御発言をいただきたいと思っております。

本日の三番瀬ミーティングが、この会に参加された全ての方々にとっても意義深いものとなることを期待しております。本日は、どうぞよろしく願いいたします。

2. 第一部 講演

事務局：ありがとうございました。

それでは、さっそく「第一部 講演」へと入らせていただきます。講師の、箕輪義隆様を御紹介いたします。

日本鳥類保護連盟嘱託研究員である箕輪様は、野鳥イラストレーターとして数多くの書籍や雑誌にイラストを描く一方、三番瀬をはじめとする千葉県鳥類調査に携わるなど、鳥類研究者としても幅広く御活躍をされています。また、平成24年度からは三番瀬専門家会議委員として、主に鳥類について様々な御助言をいただいております。今回は、「千葉の鶺鴒～カワウとウミウはどこにいる？～」と題し、講演をいただきます。

それでは、よろしく申し上げます。

講演：「千葉の鶺鴒～カワウとウミウはどこにいる？～」

講師：公益財団法人日本鳥類保護連盟 嘱託研究員 箕輪 義隆氏

(講師講演後)

事務局：先生、どうもありがとうございました。

ただいまの講演につきまして、御質問等ございますでしょうか。マイクをお持ちしますので挙手をお願いします。

参加者：二つですけども、簡単でよいのでお願いします。カワウとウミウは交配しないのですか、というのが一つ。それから、鶺鴒飼いの鶺鴒はカワウではダメなんですか。よろしくをお願いします。

箕輪講師：カワウとウミウは種として、かなりはっきりと分かれていますので、それぞれで番いになるということは、まずないと思います。ただし、過去に一羽だけ、中間的なと思われるものは見たことがあります。それはまだ結論は出ていません。普通はそういうことはないと考えています。2点目の鶺鴒飼いの鶺鴒については、中国ではカワウも使っていることがあります。ただ、日本ではカワウを使ったという話もありますが普通はほとんどウミウです。おそらく、ウミウの方が体格が大きいので、人間が食べておいしいサイズの魚を捕まえるには、体格のいいウミウの方が適しているのだと思います。ウミウでもオスの方が大きいんです。鶺鴒飼いの鶺鴒を性別を調べるとほとんどオスだったという結果が出ているんですが、それは、最初捕まえてくる時点ではどっちかわからないんですけど、いいものを選抜していくと、最後は大きいものが残

るんじゃないかと思うんです。そういう、食べる側の理由だと思います。

事務局：他にありませんでしょうか。はい。

参加者：カワウは、狩猟鳥獣になったとのことですが、ほかのところでも、これは狩猟期間中だけとることができるんですか。

箕輪講師：そうです。狩猟期間中になります。

参加者：それでは我々（漁業者）はほんとに困ります。何にもなくなってしまう。狩猟期間以外でも何とかできる方法はないのでしょうか。

箕輪講師：有害鳥獣駆除で狩猟期間以外にやることはあります。ただ、いろいろ難しいところがあって、バーっと撃ってしまうとそこから広がって行って、その先で増えてしまうということもあります。

参加者：アユを放してもみんな食べられちゃってね、ほんとに今困っているんで、まあ、鶺鴒ばかりじゃなくイノシシなんかでも被害が出ているけれども、狩猟期間だけじゃなく、特に、対策を一つ考えられませんか。

箕輪講師：狩猟鳥獣に指定しても、やっぱり獲物として魅力がないと狙われません。カワウは聞くところによると、とてもまずいそうです。

事務局：他にございませんか・・・そうしましたら、時間も超過していますので、「第一部」を終了いたします。

ここでいったん、15分間の休憩をはさみまして、第二部の意見交換会は2時30分から開始したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

3 第二部 意見交換会

事務局：ただいまから、第二部意見交換会を始めます。はじめに、意見交換会でのお願い事項をいくつか申し上げます。

まず、司会役の進行に沿って、御発言いただくようお願いいたします。なお、発言の際には必ず、冒頭に発言者御自身の氏名をお名乗りいただくよう御協力をお願いいたします。

また、できるだけ多くの方々に御発言いただけるよう、趣旨を簡潔にまとめて、お一人様3分以内となるようお願いいたします。発言の際には、担当者がお席にマイクをお持ちしますので、会場のほかの皆様によく聞こえるよう、マイクを口元に近づけてお話しください。発言に当たっては、三番瀬の再生という目的に沿って御発言いただき、他の個人や団体を誹謗・中傷するような発言は、お控えくださるようお願いいたします。

なお、本意見交換会においては、発言や資料等は公開とさせていただいており、後日、会議録等をホームページ等で公開いたしますので御承知下さるようお願いいたします。

それでは、意見交換会の司会進行は、小倉三番瀬担当部長にお願いしたいと思っております。小倉部長、よろしくお願いいたします。

小倉三番瀬担当部長：それでは、私の方で三番瀬ミーティング第二部の意見交換会の進行を務めさせていただきます。何分不慣れですけれども、しばらくの間、ぜひ、円滑な進行に御協力いただけますよう、お願いいたします。

まずは、県からの報告事項がありますのでお願いします。「千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）（案）」について、県の方から説明をお願いします。

環境政策課：環境政策課の杉澤でございます。それでは、座って説明をさせていただきます。

はじめに、資料の確認をさせていただきます。1枚目、次第と書いてあるものがあります。それから、資料が1から5まであり、資料1は第1部の講演の資料でございます。資料2「千葉県三番瀬再生計画（第3次事業計画）（案）」に関する意見募集について、資料3「第3次事業計画（案）の概要」、資料4が「第3次事業計画（案）」、資料5、現在の計画の評価「新事業計画評価（案）」でございます。資料がそろっていない方はいらっしゃいますか・・・それでは資料に沿って説明させていただきます。資料2の1ページ目を御覧ください。県では第3次事業計画の策定作業を進めており、案について県民の方々から意見募集をしているところです。12

月25日から意見募集をしており、県ホームページや、各地域振興事務所などで閲覧することができます。1月27日までを期間として意見を募集しています。

意見の提出方法ですが、様式がありまして、その様式に御記入いただいて、環境政策課の方に御提出下さるようお願いいたします。郵送、FAX、メールでも提出できます。1枚めくっていただきますと、記入様式があります。受付のところにも置いておきますので、御記入いただいて御提出ください。

今日御意見をいただいた場合、もちろんここで答えできるものはしますし、計画に反映させるかどうか検討することになりますが、県の正式な手続きであり、このミーティングに出席されていない方々に対しても公表する、ということもありますので、御協力をお願いいたします。

それでは、これから第3次事業計画（案）について簡単に説明させていただきます。資料3を御覧ください。三番瀬再生計画の背景とか現在の評価などは9月のミーティングでもお話しさせていただいていますが、初めての方もいらっしゃると思いますので改めて説明させていただきます。

1ページ目の下に記載しています、「千葉県三番瀬再生計画の構成」の図を御覧ください。三番瀬再生計画では、基本計画を平成18年度に策定し、「自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生」を目指し、5つの目標を掲げました。それが、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」「環境の持続性及び回復力の確保」「漁場の生産力の確保」「人と自然とのふれあいの確保」です。

これらの目標を実現するために、第1節「干潟・浅海域」から第12節「東京湾の再生につながる広域的な取組」まで、ここに記載されている12の施策を定めています。

この基本計画に基づき、平成18年度から22年度の5年間で「事業計画」、23年度から25年度の3年間で期間とする「新事業計画」を策定し、庁内各課の連携の下、具体的な事業を実施し、三番瀬の再生に取り組んできたところです。

本年度は「新事業計画」の最終年度にあたることから、その成果の評価・検証を行うとともに、次年度以降の3年間の計画となる「第3次事業計画」を策定しようとするものです。

1ページ目の囲みの文章の最後の3行部分ですが、第3次事業計画が終了する3年後は、基本計画を策定してから10年を経過すること、また、これまでの取組の結果、各施策や事業の進捗状況に差が出てきており、進んでいるもの、なかなか進まないものがあることも踏まえ、次の事業計画の終了時までには三番瀬に特化した取組に一定の目処をつけ、以降は県がそれぞれの分野で行う施策の中で対応することについて検討していきたいと考えており、その旨を計画の中に記載してごさいます。

2ページ目を御覧ください。こちらが第3次事業計画（案）の事業一覧です。目

次のようなものになります。網掛けとなっているのは、他の節に重複して記載されている事業で、網掛けになっていないものは全部で29事業となります。新事業計画は34事業で、5事業減少していますが、これは事業内容が類似するものなどを整理・統合したためであり、実質的な事業の内容はほとんど変わっていません。整理・統合の詳細については、後ほど説明させていただきます。

表の中の黒丸が付いているものは主な事業の例で、次のページにその内容が記載されています。3ページ目を御覧ください。こちらが第3次事業計画（案）に記載されている主な事業の例でございます。内容について簡単に説明させていただきます。

第1節の干潟・浅海域では、干潟的環境の形成等を検討していきます。これは、かつて行われた埋立により単調化した環境を改善するため干潟を再生し、生物種と環境の多様性の回復を目指そうとするものです。現在は、塩浜2丁目護岸前面において干潟を検討しており、事業の進め方等について、地元市と協議しているところです。

第2節の生態系・鳥類では、三番瀬の自然環境の調査を継続して行っていきます。中長期の自然環境の変動を含めた三番瀬の生態系を引き続き把握するため、生物とそれを取り巻く環境に関して必要な調査を実施します。

第3節の漁業では、豊かな漁場への改善の取組を行っていきます。三番瀬では生産が減少傾向にあるアサリ漁業やノリ養殖業について、貝類では貝類発生を促す覆砂や海底耕うんなど、漁業者グループによる多様な干潟漁場保全活動の取組を支援するなど、県、地元市、漁業者が連携して、良好な干潟漁場環境づくりを推進します。

第5節の海と陸との連続性・護岸では、市川市塩浜護岸の整備を行っていきます。塩浜2丁目護岸の残された200mの未整備区間については、後背地のまちづくり計画や、海と陸との自然な連続性に配慮しつつ、地域住民の利用や生態系に配慮し、高潮防護の護岸改修を進めます。

第10節の再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進では、引き続きになりますが、登録促進に向けて、地元関係者との調整を進めていきます。

以上が事業の例でございます。続いて、4ページ目を御覧ください。こちらが、第3次事業計画（案）で整理・統合した事業です。左側の新事業計画で9事業であったものについて、事業内容が類似するものや県予算上の事業名が同じである事業等について、整理統合を行い、4事業となったため5事業減少しています。

資料4が計画（案）の本体になります。先程お話しした、本計画以降の取組については、3ページに記載してありますので御覧ください。全体の構成ですが、1ページから3ページまでが概要、4ページ、5ページに事業一覧、6ページ以降に、各節ごとに事業の詳細が掲載されています。詳細については説明できませんので、後ほど御

覧いただき、意見等がありましたらいただければと思います。

最後、資料5ですが、9月にお話しさせていただいておりますので簡単に説明します。9月時点から若干、数値ですとか誤字の訂正などで変わっていますが、内容についてはほぼ変わっていません。1ページ目に各節の評価が記載されています。表があると思いますが、「概ね達成された」という評価になっているのが3節の「漁業」と12節の「東京湾の再生につながる広域的な取組」でして、逆に「ほとんど達成されなかった」のは第10節の「再生・保全・利用のための制度及びラムサール条約への登録促進」です。他は「部分的に達成された」となっています。

2ページ、3ページを御覧ください。こちらは、各事業を節ごとに取りまとめ評価したものです。3ページの右下の方を御覧ください。ここに総括してあります。

計34事業のうち、概ね達成された事業が21、部分的に達成されたものが9、ほとんど達成されなかったものが4事業となっています。

第3次事業計画（案）の概要についての説明は以上です。

小倉三番瀬担当部長：それでは、これから、県からの報告の内容、又はそれ以外についても、自由に御発言をいただこうと思います。なお、冒頭でも説明させていただきましたが、発言する際には氏名をお名乗りいただくこと、お一人様3分以内でお話をお願いします。県の担当者の場合についても、御質問に対しては分かりやすく発言をするようお願いいたします。それでは、どなたか発言のある方はいらっしゃいますか・・・はい。

参加者：牛野と申します。習志野です。個々については意見書ですが、紙で提出しようと思いますが、これだけは言っておきたいと思ひまして申し上げます。今回の第3次事業計画（案）を見てびっくりしました。まず概要、今回、今後はそれぞれの分野で個々に対応するとありますけれども、総合的に再生計画を進めてきたことに、全国から先進的な取組と注目されてきました。これに関して、総合的に進めていくことに意義がある、結果が生まれると思います。どういうことでしょうか。環境行政の後退だと思います。今後も三番瀬をよりよくするために事業を進めるのであれば計画は総合的に、そして、再生会議を存続させることだと思っています。計画を総合的に、また、再生会議を存続させることを求めます。

また、第1節の干潟・浅海域について、干潟的環境形成試験が行われ、検討・評価が行われたとありますけれども、平成24年8月に行われた専門家会議の会場からは、土砂は水面下に入り失敗したと指摘されました。しかし、そういった失敗したことの記述はありません。成功例だけが学習ではありません。失敗からも学ぶことが必要です。ですから書いていただきたい。何しろ干潟的環境の形成、すなわち人工干潟の造成はやめていただきたい。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ありがとうございます。ただいまの御意見として、一つは今回の第3次事業計画（案）の中で、先程担当の説明もありましたけれども、第3次事業計画が終了する3年後の時点で、10年を経過するという事で一定の目処を付けるという記載について、その後も今の体制で着々と事業を進めるべきで、こういう対応をするべきでない、という御意見だと思います。それからもう一つ、第1節の評価の方だと思うんですけども、24年8月の専門家会議のなかで、県の干潟形成試験に対して、表現は別にして、失敗したということについて、評価の中で一切記述がないと、記載するべきだという御意見だと思います。これに関して県から説明をお願いします。

環境政策課：環境政策課の入江でございます。よろしくお願いいたします。まず1点目のこういう対応を継続するべきであるという御指摘ですが、これが良い悪いという評価はあろうかと思いますが、県の施策というのは部局というのがあり、そうしたなかで我々としては効率的に事務を遂行しているという考えを持っています。三番瀬については、埋め立て中止からどのように再生・保全の取組を進めていくのかという議論になった際に、やはり他の部局にまたがる話であるということで、ある意味県庁の進め方としては特殊な形とは思いますが、プロジェクト的な形でいろいろな部局の知見をまとめた形で再生計画を作りまして、その事業に取り組んできました。また、事業を進めながらその検証も進めてきたところです。

基本計画に特に期限は定められていないのですが、いろいろな社会情勢の変化ですとか、その事業の進捗状況などを勘案しますと、10年を一つの区切りと考えてよいのではないかと。今回第3次事業計画（案）を策定するにあたりそういうことを議論しておりまして、そうした中で今後3年間の取組をしっかりと行っていく中で、県庁のそもそもの形の中でその目的が達成されるような形のほうに方向性を定めていく、あるいは完了できる事業は完了させる形で進めていく、ということについて、これから検討していきたいということを今回の計画で記載させていただいたということでございます。

ですから、3年後にその状況の評価する必要があるかと思いますが、まだそこは総合的に対策しなくてはいけないということであれば、それがはっきりしてくるようなことになればそうした対策もすることになるであろうし、ある程度形がきちんとできて、これについてはこういう形で進めていけばいいねと、その部局の中で進めていける範囲であるということであればそういう形で整理をしていく、そういうことで今回記述をさせていただいたということです。これが1点目の御質問でございます。

2点目は、干潟の関係ですが、平成24年度の時に失敗したであろうということですから学ぶこともあるということはおっしゃるとおりであるということです。

けれども、我々は失敗という表現を使うかどうかということはありませんけれども、限られた環境の中、ある一定の土量の中で干出域が残らなかったという結果は十分承知しているし、それをきちんと評価するということも記録して残しているし、今後の検討の中でも当然活用していくこととなります。そうした結果が出たということが好ましくないから抹殺してしまおうということではありません。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ただいまの県の担当からの説明では、1点目の基本計画定めてこうした形で進めていこうということに対して、今回、第3次事業計画（案）の中で、囲みの中のなお書きですが、この部分に対する考え方が説明されました。いずれにしても、この3年間しっかり事業を進めていくことは県のスタンスですが、進めていく中でそれぞれ事業自体に差異が生じていることもありますので、そういう事業をしっかり進めていくとともに、今回計画の中で記載させていただくようなことも十分念頭に置きながら、しっかり検討していきたいと、そういう趣旨でございます。

第1節の記載の干潟形成の試験結果に関する記載の関係ですけれども、今説明があったとおり、マイナスの成果という部分を全く抹殺というか、知らんぷりするということではありませんで、そのことも含めて、今後さらに検討を進めていく中で十分参考にしていくということですので、そういうことで御理解いただきたいと思いますが、何か御質問等ございますか。

参加者：抹殺するわけではない、ということでしたらちゃんと記載していただきたいと思います。

小倉三番瀬担当部長：何かそれに対して。

環境政策課：環境政策課の入江です。資料5、評価の27ページ、こちらのほうに結果についての記述がございます。この3つ目の実施結果、平成22年度に設置した干潟的環境形成試験区について、5番目、調査結果のところ、「新たに砂を投入した試験区は徐々に低くなり、干潮時でも干出しない状態となりました。また、試験区にもアサリ等生物の加入が確認されました」という記載をさせていただいております。

小倉三番瀬担当部長：現在の新事業計画である評価（案）における具体的な記載内容の説明がありました。試験の結果について客観的に記載させていただいているという旨の説明があったので、先程の、記載してほしい、という主旨の御意見に対しての答えに代えさせていただきたいと思います。それでは他に御質問がございましたら。

参加者：市川市の立花です。第3次事業計画(案)の中の第1節、干潟・浅海域のことについてお伺いします。まとめ(資料3)の3ページ、第1節干潟・浅海域の干潟的環境の形成等というのがあるが、その中で「市川市と事業の進め方や技術的な課題等について協議し、検討していきます」というのがありますが、本文(資料4)の7ページの囲みのなかの記載にあるような三番瀬のいろいろな問題、「河川等からの土砂供給を回復させ、多様な塩分濃度を有する汽水的な環境を創出し、海と陸との自然のつながる場所を増やし、生物種と環境の多様性の回復を目指します。」ということと、市川市が進めようとしている、我々は人工干潟化と言っているんですけども、干出域の創出の関係について、新しい干出域を創ったら、三番瀬の抱えている全ての環境問題が解決するような記述になっています。もしそうならその見通しを明確にするべきだと思います。特に、2012年に行われた名古屋での生物多様性条約国際会議では、短期目標という2020年までの目標と、2050年までの長期目標があって、20年までの環境目標には、20項目、愛知ターゲットと言ってますけど、20項目の中の第11項目では、国際的にですけれども陸域17%、海域10%の保全を目指すとなっているんです。日本の沿岸でも、例えば東京湾とか大阪湾とか伊勢湾とか重要なところでは非常に問題があって環境が失われているんです。その中でも三番瀬は、この記述全体に共通しているんです。千葉県が行った三番瀬の調査でも、640種以上、民間団体「三番瀬調査委員会」がやっていることでも、多くの生物が、特に市川市が埋め立てしようとしている地区では、生存していることが確認されているんです。なのに、どういうふうな規模で、どういうふうに埋め立てをするのかということを確認にしなければいけないと思います。2002年のラムサール条約国際会議で、湿地再生の原則とか35項目決められているんですけども、少なくとも、どの範囲をいつからいつまでの目標でやるということ指定しないで人工干潟を作るという計画を出しても、具体的に何も書いてないので、いくらなんでもひどすぎると思うんで、県の明確な見通し、見解を聴きたいと思います。

小倉三番瀬担当部長：立花様の今の御質問を要約すると、第1節の干潟・浅海域の中で記載されている、干潟的環境の形成について、具体的な時期とか規模が記載されていないので、まずはっきりさせるべきだという趣旨の御質問だと思いますが、それに対して県からの説明をお願いいたします。

環境政策課：環境政策課の入江です。基本計画の方からお話でしたが、三番瀬の水環境を健全化し、河川等からの土砂供給を回復させ、というような形で、かつての三番瀬の自然、干潟というのはそういう形で形成されてきたものだとして理解しています。ただ、陸側の都市化が進んで、自然のメカニズムの中での干潟の形成というのが、な

かなかできてこないという状況の中で、我々としては、三番瀬の単調化した状況に対して干潟化することについて、どうすればいいのか、どうすれば今の三番瀬の環境にとって良い形の干潟形成ができるのか検討していきたい、と考えています。そうしたなかで、地元の市川市とも協議、検討させていただいていますが、今の段階でいつまでにどのくらいの規模で、ということを決めることは、そのこと自体を今まさに検討していくところです。それが三番瀬にとって良いことかどうか、については専門家の皆様から科学的な知見からの助言をきちんと伺ったうえで決めていきたいと考えておりまして、今の段階でいつまでにどのくらいの規模でやるかということをお願いすることができない状況でございます。

小倉三番瀬担当部長：今、担当のほうから説明がありましたとおり、まさに、市川市と、御質問のあった、規模、時期など具体的にどのようにするかというところの合意がなければ皆様にお示しすることもできないわけです。干潟的環境形成の計画で、実施するにはどういう方法があるのか、導入時期や規模も含めてですね、その内容を協議する段階で、具体的に皆様に御説明できるような、そういう時期には達していないということです。昨年ですけれども、具体的に市川市と協議を始めました。もちろん、もし実施するという事になったら、専門家の先生にも意見を伺いながら、専門家会議やミーティングの中で、皆様にお知らせしていく。そういう段取りにはなると思います。そういう状態になった時に、御説明したいと思います。事務局、それでよろしいですか。

環境政策課：はい、今お話しがあったとおり、三番瀬の再生の進め方というのは、皆様と協力して、参加して、情報をきちんと公開して進めていくと言うのが基本になっております。専門家会議や色々な会議も公開になっておりますし、そこに出た資料なども、ホームページで公開しております。ですので検討の途中の状況、もちろん専門家会議にもかけて知見をいただいておりますし、その資料も公開させていただきますし、こうしたミーティングの場でも御説明させていただくことになると考えております。

参加者：今の部長の発言をお聞きしまして、重複しますけれども、市川の行徳支所の責任者が、市川の人工干潟化について、浦安まで歩いて渡れるくらいのことを考えている、なんてことを言ったこともあるんです。こっさり言ったのではなくて、かなりの場で言っているんです。市川市の千葉市長の時代から今の大久保市長ですけれども、人工干潟化についてはかなり積極的にね、かつてのあれに戻すと言うことで、主張は同じなんです。さすがに県はそんなことは考えてないと思うけれども、今言った具体的なことについて、我々にも専門家にも諮っていくということを是非守っていただきたいということを最後をお願いしておきます。

小倉三番瀬担当部長：私どもも三番瀬の仕組みの中で、しっかりと対応していきたいと思
いますので、御理解いただきたいと思います。続きましてどうぞ。

参加者：浦安の笹野と申します。私は建築の耐震設計をずっと50年続けてきました。で、
私が一番心配しているのは、浦安の三番瀬に接する護岸です。去年10月29日に
河川環境課に、ある議員と質問しました。そうするとあの護岸は昭和48年に設計
してその後、いろいろと基準が変わっています、と。じゃあ、既存不適格ではない
か。じゃあ書面で回答しますという言葉をしていただいて今日まで至っています。で、
今日もらった資料は、何のことはない、URとの契約の書類だけで、それに対する
説明が一切ありません。まずその説明をしていただきたい。2番目に既存不適格、
そういうものを分譲するときに説明しなくてはいけない。それを説明しましたかと
いうと、私どもは宅建法は関係していませんと。それは違うんです。我々建築士は、
法令を順守するとそういうことを言われまして、再試験を数十万円のお金をかけて
受けています。国がそういうことを言いながら、県は何ですかそれは、知りませ
んって。超優良会社が広大な分譲をしようとしています。そうすると、それをちゃ
んと説明しなくてははいけません。もし、説明を怠ったら、宅建法に触れます。契約解
除、倍額返し、これが常識です。以上2点答えてください。

小倉三番瀬担当部長：笹野様からいただいた、ただいまの御意見、御要望はですね、ちょ
っと私も詳細な部分は十分理解できていないこともありますので、河川環境課との
やりとりの話だと理解したんですが、文書での回答に基づいて、それを今日受け取
られて、その内容について十分な内容ではないから、さらに具体的な回答を求める、
というのが1点目の御質問だったかなと思います。2点目の質問も、趣旨がなか
か難しい部分がございます。ただいまの笹野様の御質問に対して、この場は三番瀬
のミーティングということで、今日の第3次事業計画の案に対して意見交換を趣旨
として開催させていただいておりますが、塩浜2丁目の後背地のその関係の関連で
よろしいですかね。そういうことで、広い意味で三番瀬に関するということで、少
なくともただいまの御質問に対して何かお答えできるものがあればお答えをして
いただきたいと思うのですが。

すみません、本日お答えできる者が来ておりませんので、河川環境課の方へ環境
政策課から話を入れておきます。当然笹野様の連絡先は存じ上げているわけですよ
ね。文書でのやり取りをしているわけですからね。本来であれば今日ここで何らか
の回答をすべきなのかもしれませんが、そういう質問、話があったということ、
それから連絡をとっていただくということで御理解下さい。

参加者：ちょっと待ってください。私はこの質問を去年の10月29日にしています。その時は県会議員も同席しています。なおかつ今日来た回答書には、全く別回答です。これはどういうことか。三番瀬の護岸の安全っていうのは、みんな知っているんです。そういう答え方はありません。ちゃんとやってください。

小倉三番瀬担当部長：笹野様が今日来た回答書とおっしゃった資料なんですけれども、それは今日私どもがお配りした資料のどれをお指しになったものですか。河川環境課から個別にもらったものですか。ちょっとすみません。話の中身が私も分かりかねるんですが、これに関して経緯を御説明できる方はおりますか・・・いない。いずれにしても今日私どもがお配りしている共通の議題である部分の資料ではないということで、個別の回答だということですから、ここで責任を持ってお答えできませんので、それについては河川環境課のほうから説明させていただくということで御了解いただきたいと思います。

参加者：いつになりますか。

小倉三番瀬担当部長：それも含めて河川環境課から御連絡させていただくということにしたいと思います。

参加者：来週中にはお願いします。

小倉三番瀬担当部長：そういう要望があったことを伝えておきます。ただいまの件に関してということですか。はいどうぞ。

参加者 浦安の後藤です。今のことと関係するんですけれども、資料4の25ページ、2番の護岸安全確保の取組、そこに「護岸改修計画にある区域以外においても県民の生命財産を守るために、護岸の安全性を確保することは重要です」と書いてあります。また、資料5の48ページ、そこについては護岸の安全確保の取組と言う事で、評価として日の出護岸を復旧しましたということが書いてあると、前回のミーティングで船橋の方でやりましたけれども、前回のミーティングの時、私は日の出側の護岸については、安全なのかどうか教えて下さいと言ったときに、旧基準では大丈夫ですとお答えいただきましたが、新基準ではどうですかと聞いた時、それは調査してません、というお話でしたよね。安全に関与するということは、安全かどうかをきちっと確かめなければいけない訳ですよ。前回もそれはすぐにやって下さいというお話をしました。それが笹野さんからあった質問とは関係なく、その時にもそういう指摘をいたしました。その回答ですね、新基準に合わせて、現在の日の出

護岸がこれは安全なのかと言うお答えをいただいております。これは正式にきちっとですね、お答えいただきたい。

小倉三番瀬担当部長：後藤様から、日の出の護岸の安全性について、旧基準では満たしているけれども、新基準ではどうなのかと、前回ミーティングの中では議論があったけれども、それに対して新基準はどうなのかということを説明してほしいという御質問だと理解してよろしいですね。それに対して、県の方から説明をお願いしたいと思うんですがいかがですか。

河川整備課：河川整備課の水垣と申します。塩浜2丁目の護岸改修を担当しております。前回後藤様の質問で、基準について今の基準では合わないと答えさせていただいています。こちらでは今、2丁目を改修させてもらっていきまして、2丁目が終わりましたら3丁目に進めさせていただく予定です。日の出の護岸については、これから調査をする必要があるとは思っていますけれども、今の時点でいつ調査できるかというのをお答えできません。以上です。

小倉三番瀬担当部長：今、担当のほうから説明があつて、聞かれたかと思うんですけども、日の出の護岸の調査について回答がありましたけれども質問があれば簡潔にお願いします。

参加者：現在、既にあそこの護岸近くの日の出の土地が買われて、これから開発をしようとしています。ということは、現在の状態で新基準に合致していないことは明白ですよ。さっきの笹野さんのお話は別としてですね、そこを売ってしまった場合には、護岸の安全性について重要事項の説明がなされないということになり、無責任に売るわけにはいけませんので、護岸の安全性をきちっとやらないと、開発が進められないということもありますので、その辺は至急判断しなければいけないものだと思います。よろしくお願いします。

小倉三番瀬担当部長：後藤様から、至急安全性の調査について、対応してもらいたいとの要望がございましたので、要望があったとして整理させていただきたいと思いますが、何かありますか。

河川整備課：調査については、具体的には申し上げられませんが、今後検討したいと思います。

参加者：追加でちょっと御説明させていただきますけど、トヨタホームはトヨタ自動車とは

関係ない会社なんです。ところが、皆同じ会社だと思っているんです。もしこういう悪評が立った場合には、やめろと、そんなことはやめてカローラ1万台売れなくなる方が怖い、そういうことを御報告しておきます。わかりましたか。

小倉三番瀬担当部長：わかりました。笹野様からそういう御意見があったということで、承知いたしました。護岸の関係は一旦これで整理をさせていただきたいと思います。それ以外の質問について何かございますか。では女性の方。

参加者：松戸市の細田と申します。ちょっと戻りますけれども、最初の第3次事業計画(案)の3ページで、これからは三番瀬に特化した取組に一定の目処をつけて、以降は県のそれぞれの分野で行う施策の中で対応することについて検討していきます、ということについてですが、例えば三番瀬再生計画と言う、ある意味でタガというか、そういうまとめる計画の中でのことをやめてしまうと言うことは、じゃあ例えば、それぞれ個別の施策ということに対して、今まで例えば専門家会議なんかで、そういう施策について意見を聴く場をもってやってきたと。これからはそういうチェックとか、専門家の意見を聴く場については、どういうことになるのかお伺いしたい。

小倉三番瀬担当部長：ただいま細田様の御質問で、県が今回の事業計画(案)で、今後するというところで記載した、具体的な内容として、専門家会議の先生方が、色々意見をお聞きしているのですが、チェックとかですね、新たなスキームは一体どうなるかという御質問だと思いますが、それについて一言お願いします。

環境政策課：環境政策課の入江です。先程も申し上げたのですが、これについては来年度から始まる第3次事業計画で、3年間の取組を進めながら、それぞれについて検討を進めていくということで考えておりますので、今の時点でそれがどうなるのか、専門家の意見を聴く場がどうなるのかということについては決めていません。その時点で、こういったことについて知見が必要となってくるのか、あるいは、その知見については十分得られたので、後はその知見に基づいたことについて進めていけばいいのかなど、そういった個別の事情等々を勘案しながら決めていくことになるだろうと考えています。

小倉三番瀬担当部長：今後、十分状況を見極めたうえで、その時点において必要な体制をとっていくということで、現時点で、例えば専門家会議を3年後どうするとか、具体的なスキームをこれから考えていくとのことですが、それについて何か。

参加者：それではこれから、スキームなりそういうことを考えていかれるということであ

れば、是非そういうものを取りこぼさないと言うか、無くさないで、きちっとスキームの中に入れるようにお願いします。

小倉三番瀬担当部長：是非、今後のスキームの中に、専門家会議等もきちんと残してほしい、という御要望として整理させていただきたいと思います。引き続き御質問等がございますか。どなたが最初のほうに挙げていらっしゃいましたでしょうか。ではどうぞ。

参加者：江戸川区から来ました今関と申します。ラムサール条約のことですけれども、資料4の38ページ、前のページから続いています。結局、具体的な事業の内容ということでは、最後の3行だと思います。「登録に向けて調整を進める」となっています。事業計画について、調整することが事業内容ではちょっと頼りないです。やはり3年間で合意形成をするというふうにしてもらいたい。

そして、なぜ合意形成ができないのかというのは、資料5の59ページ、3年間でやってきたことが逐一書いてあります。そして実施結果というところで、23年度から25年度まで漁業協同組合との話し合い、意見交換を行いましたと書いてあります。これは前次の事業の時と同じ内容となっているのですけれども、こういうたくさんの方の話し合いの中で、何のことが話されたのか、県はどんなことをお願いして、漁業協同組合の方はどういう回答になっているのか、そして合意形成が進まない中、ネックになっていることがどういうことなのか、そういう報告がないと事業計画が立たないですね。ただ調整するって、何をどういうふうに調整することになっているのか、その先が進むようになっていくのかどうかはわからない。

実施結果の、話し合った内容、少なくとも何がネックになっているのかを、やはりここで報告をもらわないと次の事業計画が立たない。それが第1点。

そしてまた戻りますけれども、この事業計画の内容としては、やはり、環境省の協力を得て、漁業協同組合その他全ての関係者と合意形成を得る、これが一つの大きな内容だと思うんです。そして、合意形成ができたなら環境省にそのことを報告すると。そこまでいけば環境省が登録に向け、認定するのは早いわけです。そういうことで環境省への報告を入れていただきたいと思いますということです。以上の点についてよろしくをお願いします。

小倉三番瀬担当部長：今関様からラムサール条約の登録について2点御質問いただきました。1点目は事業の評価の関係で、59ページですか、具体的にはね、そこに現計画の3年間の実績が書かれているけれど、回数とかばかりで具体的な内容の記載になっていない。特に何がネックになって調整がなかなか進まないのか、その辺を是非説明してほしいということが1点。

それと環境省の協力を明確に位置付けたうえで、いつまでに具体的に合意させるという位のことを書き込む必要があるのではないかと、そんな趣旨でよろしいでしょうか。私のまとめ方が若干違っているかもしれませんが、それについて県の説明をお願いしたいと思います。

自然保護課：自然保護課の神部と申します。よろしくお願いします。はじめに、合意形成できないということですが、絶対反対ということではなく、まず漁場の再生が重要であるという考えを地元の漁協と地元市は持っているように感じています。

しっかり合意形成するというふうなふうに、この書き方が甘いのではないかと御意見をいただきましたけれども、ラムサール条約の登録については、御存じのとおり、環境省がその前提として国指定鳥獣保護区の特別保護区に指定することが必要で、その際に関係者、地元の漁業関係者とか地元市の方々に、そこでまあ、そういった方々の合意が得られて先が進むわけですが、県といたしましてはやはり、地元の関係者、皆様がそれぞれどのように考えるのかということが重要だと思っています。

ですから県が一方的に合意形成するというものではありませんので、ここで書きましたとおり、計画では「地元関係者との合意のもとでの」という部分を入れて「調整を進めます」ということで、方向性としては同じような方向で書いているつもりです。

また、環境省への報告について盛り込んでいただきたいということについては、今はじめていただいた意見ですので、その辺は検討させていただきたいと思います。

小倉三番瀬担当部長：今担当のほうから説明があったとおり、登録に向けて関係者の合意を得ると、それなくして登録の事務を進めるわけにはいきませんので、それがまさに県の業務であるという説明であったかと思っておりますので、そこは御理解をいただきたいと思います。それと、環境省への報告については、これは検討をさせていただくと、これは報告の内容のあれですか、御説明という意味でしょうか。

自然保護課：報告をするということはこの計画の中に位置付けるかどうかを検討することです。

小倉三番瀬担当部長：わかりました。今担当のほうから説明があったとおり、報告について計画に位置付けるかどうかについては検討させていただくということで、まさに本日のミーティングを受けてですね、県で検討させていただきたいと思います。

参加者：合意形成しか書けないということですが、この事業はラムサール条約の登録とな

っているんですよ。長年ずっと進んでないわけです。少なくとも今後の3年間で登録をするというところに目標をもってもらって、その中で段階的にまず、1つの事業として合意形成を得る、それから環境省へ報告、これは環境省へ報告しないと鳥獣保護区設定の手続に入れないわけですから、これは環境省へ報告しなければだめなんです。そういうことも含めて、まあ、これは検討してもらえるとというのはいいことですが、事業内容として合意形成を得るじゃ不十分で、長い時間かかって話し合い、話し合いときているわけでしょ。やはり、この3年間で登録をするという計画を作ってもらいたい。

ちょっとまた戻りますけれども、話し合いの内容で、漁業組合のほうから、漁場再生が先だという話が出ているということなんですけれども、このことについては県はですね、どういう説明をしたのかということも教えてもらいたいんです。そして、漁場再生というのはラムサール条約の事業と、これは別にまったくぶつかる問題ではないんです。むしろラムサール条約は漁業振興ということも踏まえて登録されるようになっていて、その後もそういうふうになっているわけなんです。

ですから、もし県の方のほうで説明がうまくできないとか、納得してもらえないようでしたら、環境省からの御協力をいただいて直接話し合うとか、そういうことも計画の中に、もし漁場再生が問題になっているのだったら、一番のネックになっているわけですから、これをどう克服するかという点で、環境省の協力を得て進めるというふうに書いてもらえれば、なるほど少しは進むんだなという事業内容になると思うんです。そののところまではっきりとしたらどうかと思います。

小倉三番瀬担当部長：ただいまの御質問が2点あったと思うんですけれども。1点目としましては、合意を得るための説明の中で、県として漁場再生についてどういう説明をしているのかという趣旨、それと環境省の関係ですね、お答えできる範囲で結構ですので、できるだけ説明していただければと思います。

自然保護課：自然保護課ですけれども、一つ目につきましては、県の関係部局と連携して漁場再生にあたっているという話をしています。また、環境省の協力ということですが、環境省は直接的にどうこうするというのではなく、要は、自分から行ってということはありませんと、今年度4月に環境省と意見交換した時には聞いています。ですので、環境省の協力をというのをこの計画の中に書くのはちょっと難しいと思っています。

小倉三番瀬担当部長：はい、今、担当のほうから説明がありました。特に二つ目の環境省の関係ですけれども、協力を得るという記載をしてほしいというのは、環境省に確認したうえで、直接こちらに来て環境省が主体に動くということは考えていないと

いうことは確認済みだということがあって、そういうことを含めて協力というものを計画の中に盛り込むということは難しいというのが県の考え方であります。そのことについては、御理解を賜りたいと思います。

参加者：今、環境省は直接話し合いに入ることはないとおっしゃいました。私たちも環境省にいろいろな形でお願いに行っているわけですが、今の話を私どもも重く受け止めます。環境省にも行く機会がありますので、千葉県が漁業協同組合との話し合いで頓挫している、環境省は直接話し合いに入らないとっているけれども、そのことの要望もお願いしつつ、頼んできます。そういうことも含めてやりますので、是非ですね、もう登録まで時間がないわけです。あと3年しかないわけでしょう。そういう形で是非進めたいと思いますので、そういうことも含めてよろしくお願ひします。

小倉三番瀬担当部長：他に御意見、御質問を。

参加者：習志野の中山と申します。資料4の三番瀬再生計画（第3次事業計画）（案）について2点発言します。1点目は、3年後は県がそれぞれの分野で行う施策の中で対応する、3ページに書かれていることについてです。特に三番瀬の環境改善は、それぞれの分野に関わる部局が連携し合い、総合的に取り組まなければ実現できません。したがって各部局が縦割りで施策を検討するということになれば、三番瀬の環境改善はますます困難になると思います。3年後も今のしくみを続け、施策を総合的に推進してください。この点については先ほど入江さんから回答がありました。ですから要望とさせていただきます。回答の必要はありません。

2点目です。三番瀬海域での人工干潟造成を止めてほしいということですが、第3次事業計画（案）の本文には「干潟的環境の形成」という言葉が20か所でてきます。県がやりたいのは干潟的環境の形成、つまり人工干潟の造成だけではないか、というふうに思ってしまう。しかし、三番瀬の浅場に土砂を入れ、人工干潟にすることは二重の自然破壊につながります。一つは三番瀬の生態系を破壊することです。かつて藤前干潟を人工干潟にするという名古屋市の計画について、環境庁、今の環境省がストップをかけました。環境庁が1998年2月に発表した「藤前干潟における干潟改変に対する見解について」にはこのように書いています。「生物の豊かな干潟は、干潟単独で成立維持されるものではなく、周辺の浅場とも密接な関係を持ちながら全体として生態系を維持している。そして、藤前干潟周辺の浅場は干潟生態系を支えている重要な要素といっても過言ではない。周辺浅場を改変することは干潟の改変と同様に深刻な影響を与えるものと考えられ、厳に慎む必要があると考えられる。」

これは、千葉県が人工干潟造成を目指している市川市塩浜2丁目地先、あるいは今後検討することになる3丁目地先の三番瀬海域にそのまま該当すると思います。

もう1つの自然破壊は土砂の調達先です。人工干潟を造成する場合、それに用いる土砂は膨大です。その土砂をどこから持ってくるのかということです。白紙撤回された三番瀬埋立計画は、富津市にある鬼泪山国有林の山砂を使うことが決まっていた。1994年3月26日の毎日新聞によれば、県の土石採取対策審議会は三番瀬埋立の工事用として鬼泪山国有林の山砂5600万 m^3 を採取することの認可計画を認めたとされています。今後、三番瀬で大規模な人工干潟を造成する場合、こんな話がされています。君津地域では民有地からの大量の山砂採取はもう困難になっている、鬼泪山国有林しかないのではないかと、こう言われています。県は人工干潟造成に用いる土砂の調達先としてどこを考えているのでしょうか。

昨年9月の三番瀬ミーティングでは、土砂の調達先は検討していないという回答でした。しかし、人工干潟造成と土砂の調達は密接不可分です。大量の土砂を調達できなければ人工干潟は造成できません。土砂の調達を考えずに人工干潟化を目指すというのは、資金調達を考えないで家を建てようとすると同じです。そこで、干潟的環境の形成を目指すのであれば、土砂の調達をどうするかということを第3次事業計画に明記してほしいと思います。

ちなみに今、沖縄の辺野古の埋立が大きな問題になっています。埋立承認申請書、これ防衛省が出したのですが、2000万 m^3 の土砂を使うとされています。そのうち岩ズリの調達先は沖縄県内に2か所、沖縄県内だけで足りなくて県外で7か所が挙げられています。例えば、その中には瀬戸内海です、小豆島と黒髪島が岩ズリ採取場所になっています。そのため、瀬戸内海沿岸の環境団体は、瀬戸内海の自然環境や景観を更に悪くするもので二重の自然破壊として辺野古の埋立と岩ズリ採取に反対しています。これがあの、埋立承認申請書についている添付図書、この中に詳しく採取場所が図まで入っています。現在、対象とされている小豆島なんかはですね、すでに採石場でかなり採られている、これを更に採られるともう山がそっくり無くなってしまふ、そういう危機感を感じています。

ということで、三番瀬の人工干潟造成は同じような問題を引き起こすことになります。横浜市の人工海浜海の公園の造成では、富津市の鬼泪山国有林に繋がっていた浅間山の土砂が使われました。浅間山はそっくり無くなってしまいました。そんなことはもう止めてほしいと思います。以上です。

小倉三番瀬担当部長：詳細にわたって御説明いただいてありがとうございます。1点目は御要望ということですから、それはそのまま受け止めさせていただきたいと思いません。

2点目の、人工干潟という表現が使われておりましたが、これを止めてほしいと

ということで、その中で、土砂の調達先、これを具体的に事業計画の中に明記すべきだという御意見というふうを受け止めさせていただきますので、これに対して県の方から説明をお願いしたいと思います。

環境政策課：環境政策課の入江です。今、お話のありました土砂の調達先の件ですが、昨年9月のミーティングの際にもお話させていただきましたように、今、そのような検討に至っている、それほどの熟度をもって検討しておりませんので、その場所なりを計画の中に明記するというのはちょっとできないのですが、御意見いただいたように、三番瀬の自然環境だけではなく、土砂の調達先の環境破壊というものについても十分留意すべきという御意見はしっかり受け止めさせていただきました。

それともう一つ質問として、藤前干潟の関係で、生態系を破壊するから、そういう問題があったということの指摘があったと思うのですが、この第3次事業計画の7ページ、一番下のところにも書いてあるように、干潟的環境の形成について現在の環境の保全に配慮しながら、関係機関と協議し、検討していきますと書かせていただいております。現在の環境の保全に配慮するということを前提にですね、何度も繰り返しになりますけれども、そのことについては科学的知見、専門的な御意見、御助言を賜りながら検討していきたいと考えております。以上です。

小倉三番瀬担当部長：はい、今担当のほうから説明があったとおりでございますので、そのように御理解賜りたいと思います。

続きまして、御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

参加者：浦安市在住の織内と申します。まず、環境省の関係、先程のラムサール条約のところに関連しております。

例えば、私どもは環境のNPOとして、年に2、3回県の方にラムサール条約等でお邪魔しています。署名ネットワークとして。もう20年になるんです。実は一昨年のルーマニアのCOP11ですね、この前に、4月に14万の署名をとってですね、提出したとの新聞をとってあります。

で、これについての重みをどう見るかってのは別なんですけど、私の方としては署名も進めながらですね、一般に知らしめていく重要さを考えています。ということで、この資料の5の1ページの再生計画の関係ですけども、第10節のラムサールと保全のための制度はほとんど達成されていない。これ以外は一応は少しずつでも達成されている。ほとんど達成されていないものが円卓会議から考えて10年経っている訳です。その年から当然環境保全の問題、つまり、環境が悪化するのを止めるというのが一番大事だと。再生はそれから、止まらなければ再生にいかないというのが現実的な考え方だと思うんです。両者ですね、風邪ひいたら風邪止めなきや、それから保護

しながら改良を続けていくというふうになるんですね。

ということで、三番瀬は止める方法がないわけです。だから、人工干潟のような話がどんどん出てくるわけです。護岸も25m、約800mにわたってですけども、せり出して三番瀬を狭めたわけですね。ということで着々とむしろ破壊が進んでいるというふうに思われるんです。環境省へ行った時の会議はですね、千葉県は、これは独り言のように聞いてもらえればいいんですが、三番瀬についてはあまり一生懸命じゃないんじゃないのかねと言われました。これはつぶやいた話を私はメモとって聞いているだけです。これだけのものを書いているわけですからそんなことはないと思うんですが、そんな話もあったと。しかも漁業者の関係についてはですね、例えば、最近登録された九州あたりでは漁業とうまくやっていると。それについては環境省としては調査を始めていると、今頃っていう感じですけど始めている。例えば、北海道の厚岸なんか、漁業振興ということで、ブランド化なんていう、ラムサールの関係があれば、これはもう産品が非常にいいものと言えると思うんですね。いわゆるブランド化、ということもありますので、資料4の今度の計画はですね、十年一日のごとく合意形成ということが書いてあるんですが、過去にやられた内容と同じで、先程今関氏が言ったように、やっぱりこういうことなんだということがよく分からない。先程ちらっとやはり再生が先だという御意見があった、これは漁業協同組合さんの意見ですね、まず再生しなくては。再生するためには、どんどん劣化してきた三番瀬を止めなければならない。止めることではないかと思うんですけどね。それを具体的にやらなきゃいけないんじゃないかと。その再生するためにラムサール条約を使えるわけですね。何の手間もかからない。ないしは制度保全ですね。県の条例をつくる。これ、10年やって何にもできていないんですよ。おかしいんじゃないかと思うんですけど。私の考えですが、十数年関わっているんですが、三番瀬の万年本命ですね、ラムサール条約は。万年本命で全然進んでいないということが非常に問題ではないかと。やはり海の保全地域を増やすということですね。これだけの1800haある海域です。これ漁業のためにもいいんじゃないかと間違いなく思うんですけど、環境省に聞いてもらえればいいのかもわからない。漁場とラムサールの関係、調査しています。昔アンケートとったわけですよ。要するに保全のためのラムサールだと、具体的にやってもらいたい。例えば3年後に登録するという目標を作ってもらいたい。これずっといつまでも置いといたら何も進まない、ということではいかがでしょうか。前の前任者の方は、今年の3月に決着つけるという話もあったんですね。引き継いでおられますよね。ということで、長くなりまして失礼しました。

小倉三番瀬担当部長：ラムサール条約の登録の関係で、織内様からお話いただきました。

これまでの発言、ラムサールについて発言されている方と御趣旨は基本的には同じだと思いますが、県の取組に対して、もっとしっかりせいと、具体的に目標に向かって

時期も明記してちゃんと取り組むようにとの御要望だと思います。

それに対して、県の担当のほうからは基本的にこれまで回答していることと同じですよね。合意形成、総意ができなければラムサールの登録は当然進みませんから、そこらへんの調整をしっかりと丁寧にやるというのが県の基本的なスタンスだと理解してよろしいですかね。

はい、そういうことで、時間の関係もございますので、質問のやり取りは省略させていただきますけれども、これまでラムサールに関しては県の方でお答え申上げてきたことに尽きますので、そこは是非御理解をいただきたいと思います。他に質問ございますか。

参加者：船橋の田久保と申します。関連になりますけれども、ラムサールがここ10年、運動があるにも関わらず進まない。県の予算のほうもですね、予算をつけない。例えば、莫大な予算をつければですね、もっともっとアピールができるのではないかと、そういうふうには是非ともこの3年間では予算をつけて何らかの見える形で何かを残してほしい。講演会をやるとか。県主催でそういうのをやるとか。それからもう一つ、市川市の所有地の護岸の件です。前回のミーティングでも言いましたけれども、直線案でいきたいという話でしたけれども、護岸を手前の方をがちがちにではなく、もっと低くしてほしい。市川市が言っているような、3mといたらただの高水敷ですね。水のかぶらないただの砂浜を湿地再生とって莫大なお金をかけるのは間違いではないかと。世界の流れからおかしいし、日本でも湿地再生が必要、干潟に戻したりしています。環境先進の千葉県が湿地再生というあれだけ議論した場をもっと活かして、全国にアピールできるような湿地を、是非ともお金をかけるなら作ってほしいと。水のない湿地は湿地とはいえないと思います。

小倉三番瀬担当部長：はい、今、2点御質問いただいたと思います。1点目はラムサール条約の関係で、この3年間で成果を出してもらいたいということで、何らかの形でですね、講演会とか発表会とかで具体的な形になるような、示せるようなもので、具体的な成果を求めたいということが1点御要望でございますね。それと二つ目は、塩浜2丁目護岸の200mの関係ですかね、お金をとって湿地再生を図るのではあればしっかりしたものを整備してもらいたいということでございます。これは御要望と承ってよろしいですかね。

はい、ありがとうございます。

時間の関係もございます。一番後ろの方は、一度御説明、御質問受けさせていただいておりますかね。そうですか。はい、お願いします。

参加者：船橋市漁業協同組合代表理事の滝口です。今、お話を伺っていて、土砂の供給、

このミーティングでも砂の供給ってのは、漁場の再生、干潟環境に効果的ではないかと言う先生の講演の話も聞いておりますし、それと今質問した方の中でも、干潟に戻すっていうことは世界的にも効果的だとおっしゃっている方もいらっしゃいますしね。それと日頃より、県、それと再生に関わる県の職員の方々だけではなくて、漁業協同組合が漁場再生のために御尽力いただいて感謝しています。その中で、行徳さんで覆砂事業を行ってきまされたけれども、うちの方でも多面的事業で覆砂を取り入れますけれども、覆砂をすることによって生態系に悪い影響はなくて、逆に、覆砂をすることによって、二枚貝の生存率が高くなっているのかなと、そういう二枚貝が増えるということは水環境にとって、水質改善に必要なことだと思っております。それと最初の方で土砂を投入して、それが何か失敗の例があるということだけれども、今の例を確認すると、干出した部分がなくなったということであって、それは逆に投入した量が少なかったのではないかと、逆に人工的な干潟を作って、成果が得られるということもあるのではないかと考えてます。それと干潟を残すと。埋立した部分と干潟は違うと思います。東京湾で広大な干潟があったわけです。それを埋立したことによって東京湾の環境が悪化してきた。ということは干潟を増やすということは環境の再生につながるのではというような考え方を持っています。是非とも環境再生、それとラムサール登録する前に、やはりそこで生活している、生活しているっていうのは漁業者だけでなく、三番瀬の干潟を再生することっていうのは、東京湾の環境の改善につながるのかなと思っておりますので、干潟再生、覆砂というものも考えていただけたらなと思います。

小倉三番瀬担当部長：干潟の再生と覆砂について御要望をいただきました。要望ということで整理をさせていただきたいと思っております。それでは最後の御質問とさせていただきます。先程の方に簡潔にお話いただければと思います。

参加者：浦安の後藤です。資料4の25ページですね。先程の市川の環境学習の話なんですけれども、ここで、海と陸との自然な連続性の回復ということが書いてありますので、できるだけ護岸を後ろの方へ湾曲させて、そこから緩やかに海の方へ出るような、そういうことを設計としてできると思いますので、是非検討していい案にしてください。専門家会議でもいろいろと議論がありましたので、そこにもお伝えいただきたいと思っております。

それともう1点。先程、条例の話が出なかったのですが、ラムサールはラムサールであるんですけど、条例も三番瀬再生会議の時に条例案作りました。これから大事なものは利用者が増えてくる可能性もありますので、賢明な利用と区域を守るという両方から、いい条例ができればそれが一番いいと思いますので、千葉県知事が覚悟をもって、超党派で話し合いながら、一番いい道を作ってくださいね、他の海岸線全体の環境保

全を含めてですね、そういうことに結び付いていけばいいと思いますので、是非県を挙げて、3年間皆さんに頑張ってもらって、皆さんが納得する条例を作ってください。それと最終的には知事がこれでやろうということになれば、通ると思いますので、是非お願いしたいと思います。以上です。

小倉三番瀬担当部長：ありがとうございます。2点御要望ということで整理をさせていただきます。環境学習、湿地再生の関係で、200mの護岸の関係で、できるだけ後ろに下げてという要望がありました。それと、ラムサール登録だけでなく、条例の方もいいものを作ってほしいという強い要望があったというふうに整理をさせていただきます。

ちょうど、時間も予定の時刻を若干過ぎてしまいましたが、質問の方も、一応挙手をいただいた方は全て発言をしていただくことができましたので、これで質問の受付は終了させていただきたいと思います。

また、この三番瀬のミーティングの内容について、また、今日は発言したくてもできなかった方、そういった方がいらっしやると思いますけれども、そういう方については担当のほうからありますが、計画に関する御意見であれば、具体的に御意見をいただきたいし、何かそれ以外のことで県の方に提案等あれば事務局の方まで御発言いただければと思います。

また、ミーティングの開催予定がありましたら、県のホームページ、県民だより、チラシ等でお知らせをさせていただきたいと思っております。本日は長時間にわたって、皆様から様々な御意見をお伺いすることができました。本日はどうもありがとうございます。それでは時間となりましたので、本日の三番瀬ミーティングは以上をもちまして終了とさせていただきます。長時間にわたって、御丁寧はどうもありがとうございました。